

答 申 第 2 号

令和5年6月9日

広川町長 氷室 健太郎 殿

広川町情報公開審査会

会長 藺田 史

広川町情報公開条例第13条の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年7月19日付4広政人第210号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「広川町が審査請求人に対してなした公文書の不存在決定処分に対する審査請求に
ついて」

別紙

答申

第1 審査会の結論

- 1 実施機関が行った、審査請求人に対する不存在決定は妥当である。
- 2 実施機関が、審査請求人が請求する文書を作成していないことについては、違法あるいは不当とは言えない。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和4年5月23日に行った「直近に執り行われた現業職職員の職種転換試験の筆記試験問題文及び回答、口頭試験結果等の関係文書（個人名は伏せて）」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対して、実施機関が同月31日付でなした公文書不存在決定(以下「本件決定」という。)について、不服があるのでその審査を求めるというものである。

2 審査請求の理由

令和4年6月15日受付の「審査請求書」等で、審査請求人が主張している審査請求の理由は、「審査請求人が開示を求めた文書について、広川町は『保存期間は5年なので、破棄して存在しない。』と回答するが、この文書は、広川町文書規程44条『(1) 永年保存(10年ごとに見直しを行う。)]の『ク 職員の任免、賞罰等に関する文書及び履歴書』に該当するので、破棄されたはずはなく、もし破棄していたならば、文書管理手続に違法がある。」というものである。

第3 実施機関の弁明要旨

本件開示請求に対する令和4年8月26日付「弁明書」等で、実施機関が主張している「不存在の理由」は、「審査請求人が開示を求めた文書については、広川町においては『保存期間5年』とするものとして取り扱っており、5年を経過したので破棄したため存在しない。」というものである。

第4 審査会の判断

1 審査会が認定した事実

本件審査請求における審査請求人あるいは実施機関の前記書面、双方より提出された資料、及び審査の全趣旨を基に、審査会は、以下の通り事実を認定する。

- (1) 直近に執り行われた現業職職員の職種転換試験(以下「本件直近試験」という。)

の実施時期は、平成 27 年である。

- (2) 広川町においては、本件直近試験に関連する筆記・口頭の問題文・回答などの文書(以下「本件文書」という。)については、広川町文書規程 44 条「(4) 5 年保存する文書」の「カ アからカに掲げるもののほか、5 年保存する必要があると認められる文書」に該当するとして、5 年間保存する取扱いとしていた。

なお上記規定は「カ アからカに掲げるもののほか」の誤記であることは明らかなので、速やかに訂正すべきと思料する。

- (3) 本件直近試験から 5 年を経過したため、そのころに本件文書は破棄された。

2 審査会の判断

- (1) 本件文書が、永年保存する文書に該当するかどうかについて

ア 審査請求人は、本件文書は、広川町文書規程 44 条(1)クに規定する「職員の任免、賞罰等に関する文書及び履歴書」に該当すると主張する。

イ しかし、現業職職員の職種転換試験自体は、「職員の任免、賞罰等に関する」ことではないため、本件文書を「職員の任免、賞罰等に関する文書」と認めることはできない。また本件文書が「履歴書」に該当しないことは明らかである。

ウ したがって、広川町に、広川町文書規程 44 条(1)に基づき本件文書を永年保存すべき義務があると認めることはできない。

- (2) 広川町が本件文書の保存期間を 5 年と取り扱ったことについて

ア 広川町文書規程 44 条には、職種転換試験関連文書について、明示で保存期間を定めた規定は見受けられない。

イ したがって、広川町の判断で、本件文書を広川町文書規程 44 条(4)カに基づき「5 年間保存する文書」として取り扱った点については、広川町の裁量の範囲内に属するものであり、違法あるいは不当な点はない。

- (3) 結論

以上のように、広川町が、本件文書の保存期間を 5 年として取り扱った点に違法あるいは不当な点はない。したがって 5 年の保存期間を経過したために本件文書を破棄しており、保存していないという弁明には合理性がある。

よって、本件開示請求に対して「文書が存在しない」ことを理由に実施機関が本件決定をしたことは、妥当である。

また、5 年の保存期間を経過したために本件文書を破棄した点にも違法あるいは

は不当な点はない。

以上